



衛生だより

北部家畜保健衛生所

〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1

Tel: 0478-54-1291 夜間・休日緊急(転送されます)

Fax: 0478-54-5996

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kh-hokubu/index.html>

(公社)千葉県畜産協会、東部・北部家畜防疫獣医師会



北部家畜保健衛生所 統合・移転のお知らせ

北部家畜保健衛生所は令和7年4月1日(火)から、東部家畜保健衛生所と中央家畜保健衛生所佐倉庁舎と統合し、新庁舎に移転いたします。

<統合後名称・連絡先>

名称: 東部家畜保健衛生所

住所: 〒289-3182 匝瑳市今泉7142

TEL: 0479-85-8900 (4月1日開通)

FAX: 0479-85-5932 (4月17日開通予定)

メールアドレス: toubukaho@mz.pref.chiba.lg.jp

連絡先切り替えのタイミングにご注意ください!

TEL

現在~3月31日

4月1日~

FAX

現在~4月16日

4月17日~

現在の連絡先(香取市)

移転先の連絡先(匝瑳市)

注: 4月1日~17日はFAXではなく、
なるべくメールを活用してください。

※4月1日以降、現在の電話番号はつながりません。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

中央家畜保健衛生所は令和7年4月1日より『西部家畜保健衛生所』に名称変更します。

新メールアドレス: seibukaho@mz.pref.chiba.lg.jp ※住所・電話番号は変更ありません。

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996

夜間・休日は転送されます、必ず5回以上コールしてください

※4月1日以降は連絡先が変わります!ご注意ください。

愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針が策定されました！

令和6年6月21日に閣議決定された規制改革実施計画において、オンライン診療がより積極的に活用されるための指針を査定することとなったため、12月27日付けで「愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」が策定されました。

詳細は下記HPに掲載しています

👉農林水産省HP

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/pet_telehealth.html



★診療施設に関する各種届出の提出のお願い★

開設している診療施設について、届出事項を変更した場合には、10日以内に届け出ることが獣医療法第3条で義務づけられています。

以下の事項に変更があった場合は、北部家畜保健衛生所まで変更届出書等を提出してください。

- ① 開設者の氏名及び住所
 - ・ 開設者の変更（個人から法人、親から子への変更等）：
旧施設の廃止届出及び新施設の開設届出
 - ・ 開設者の氏名の変更：変更届出
 - ・ 開設者の住所の変更：変更届出
- ② 診療施設の名称
- ③ 診療施設の構造設備の概要及び平面図
 - ・ 全面的な改築：旧施設の廃止届出及び新施設の開設届出
 - ・ 部分的な改築による変更等：変更届出
- ④ 管理獣医師の氏名及び住所
- ⑤ 診療の業務を行う獣医師の氏名
- ⑥ 診療の業務の種類
- ⑦ 定款の変更（開設者が法人である場合）

千葉県AIチャットボット



AIチャットボットを導入いたしましたので、ぜひご活用ください。
詳しくは家畜保健衛生所までお問い合わせください。



届出様式は以下の千葉県HPからダウンロードできます！

👉<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/shinryoushisetsu/kaisetsu3.html>

